

発議第 3 号

「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に反対することを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和6年12月12日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

## 「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に反対することを求める意見書

2020年、全国で初めて寿都町と神恵内村において「核のごみ（高レベル放射性廃棄物）」最終処分場のための文献調査が開始され、2024年8月経済産業省の特定放射性廃棄物小委員会は文献調査の報告書案を了承した。そして原子力発電環境整備機構（NUMO）は11月22日に北海道知事、寿都町長、神恵内村長に報告書を提出した。

鈴木直道知事はNUMOの山口理事長に対し、概要調査に移行する場合について「現時点で反対の意見を述べる考えに変わりはない」と述べた。

「核のごみ」は高い放射線を出すため、人間の生活環境から10万年程度の隔離が必要とされている。国は地下300メートルより深い地層に埋める地層処分を進めようとしているが、2023年10月に地学の専門家ら有志300人余りが「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない」と地層処分の抜本的な見直しを求めた。

日本列島の地震や火山の多さは世界有数であり、安全性は保障されない。2012年に日本学術会議も「核のごみ」の処分について、「万年単位に及ぶ超長期にわたって安定した地層を確認することに対して、現在の科学的知識と技術的能力では限界があることを明確に自覚する必要がある」と指摘し、地上などでの暫定的な保管を求めている。

北海道への「核のごみ」の持ち込みは、北海道の基幹産業である第一次産業はじめ、観光業など様々な産業に甚大な影響を及ぼす危険性がある。そして一度、事故が起きれば北海道全体において次の世代にまで被害をもたらしかねない。

すでに北海道は2000年に道民の総意によって「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例（核抜き条例）」を定め、「核のごみ」の持ち込みを「受け入れ難い」と表明している。また、道内の自治体では放射性物質を持ち込ませない条例を独自に定めているところもある。このような北海道に「核のごみ」を持ち込むことは許されない。

よって、北海道においては、道民が安心して生活できる環境を保持するため、北海道での「核のごみ」最終処分場の概要調査に進むことがないように、経済産業省の意見聴取に対し反対の意見を貫くことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月12日

北海道二海郡八雲町議会議長 千葉 隆

【提出先】

北海道知事